

第4部 參考資料

1 福島県青少年健全育成条例

昭和 53 年 3 月 30 日福島県条例第 30 号
改正 昭和 58 年 12 月 16 日福島県条例第 40 号
改正 昭和 59 年 12 月 25 日福島県条例第 56 号
改正 平成 4 年 3 月 24 日福島県条例第 24 号
改正 平成 6 年 10 月 14 日福島県条例第 73 号
改正 平成 7 年 10 月 13 日福島県条例第 59 号
改正 平成 10 年 7 月 7 日福島県条例第 45 号
改正 平成 11 年 3 月 19 日福島県条例第 10 号
改正 平成 11 年 12 月 24 日福島県条例第 56 号
改正 平成 12 年 3 月 24 日福島県条例第 18 号
改正 平成 16 年 3 月 26 日福島県条例第 21 号
改正 平成 18 年 3 月 22 日福島県条例第 16 号
改正 平成 19 年 3 月 20 日福島県条例第 16 号
改正 平成 28 年 3 月 25 日福島県条例第 35 号
改正 平成 30 年 10 月 12 日福島県条例第 76 号

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 8 条）
 - 第 2 章 健全な育成に関する施策（第 9 条－第 13 条）
 - 第 3 章 健全な育成を阻害する行為の規制（第 14 条－第 30 条の 2）
 - 第 4 章 青少年健全育成審議会（第 31 条－第 33 条）
 - 第 5 章 罰則（第 34 条－第 36 条）
 - 第 6 章 雑則（第 37 条－第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、青少年の健全な育成に関する基本理念及び責務を明らかにし、青少年を健全に育成するための施策の大綱を定めるとともに青少年の健全な育成を阻害する行為を規制し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 すべて青少年は、社会の成員としての使命と役割を自覚し、現在及び将来の社会及び文化を担うにふさわしい心身ともに健康な社会人として成長するようあらゆる生活の場において配慮されなければならない。

（家庭を構成する者の責務）

第 3 条 家庭を構成する者は、互いに協力し、明るい健康な家庭づくりをすすめることによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（学校、職場等の関係者の責務）

第4条 学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

(地域住民の責務)

第5条 地域社会において、住民は、連帯意識を持ち、互いに協力することによつて、青少年の健全な育成に努めなければならない。

(県の責務)

第6条 県は、青少年の健全な育成に関し必要な体制を確立するとともに、総合的な施策を策定し、国及び市町村と緊密な連携を図りながらこれを実施する責務を有する。

第7条 削除

(適用上の注意)

第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、いやしくもこれを濫用し、何人の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。

第2章 健全な育成に関する施策

(施策の基本)

第9条 青少年の健全な育成に関する県の施策の策定及び実施は、青少年及び県民の自主的な活動又は運動を基本とし、積極的かつ効果的になされなければならない。

(施策の大綱)

第10条 県は、次の各号に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- (1) 青少年の自主的かつ健全な活動の助長
- (2) 青少年の健全な育成に関する指導者の養成及び確保
- (3) 青少年の利用する文化施設、体育施設その他の施設の整備
- (4) 青少年の健全な育成に関する各種の教育の振興
- (5) 青少年を取り巻く社会環境の浄化及び非行防止活動の強化
- (6) 青少年の健全な育成に関する相談体制の整備

(調査、研究及び情報の提供)

第11条 県は、青少年の健全な育成に関する施策の効果的な推進を図るため、調査、研究及び情報の収集に努めるとともに、県民及び関係機関に対し必要に応じ情報を提供するものとする。

(推奨)

第12条 知事は、映画、劇場、書籍その他これに類するものでその内容が特に優れているもののうち、青少年の健全な育成を図るうえにおいて有益であると認めるものを推奨することができる。

(表彰)

第13条 知事は、次の各号に掲げるものを表彰することができる。

- (1) 青少年又は青少年の団体で、その活動が他の模範であると認められるもの
- (2) 青少年の健全な育成のために積極的に活動し、その功績が特に顕著であると認められるもの

第3章 健全な育成を阻害する行為の規制

(定義)

第14条 この章以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人、雇用主その他の者で青少年を現に保護監督する者をいう。
- (3) 興行 映画、演劇、演舞等の見せ物その他これらに類するものをいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、絵画、写真及び映画フィルム、スライドフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、録音テープ、コンパクトディスクその他の映像又は音声記録されているものをいう。
- (5) 広告物 屋内又は屋外で公衆に表示され、又は頒布されるものであつて、看板、立看板、はり紙、はり札及びちらし並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲示され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
- (6) がん具類 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第2条第2項に規定する刀剣類を除く。）その他これらに類するものをいう。
- (7) 遊技営業等 次に掲げる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業を除く。）をいう。
 - ア 個室を設けて、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱させる営業
 - イ 設備を設けて、客に図書類の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用をさせる営業（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館が行うものを除く。）
 - ウ スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備により客に遊技をさせる営業（興行等の自主規制）

第15条 興行を主催する者、図書類を販売し、交換し、貸し付けし、見せ、若しくは聴かせることを業とする者、旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業をいう。以下同じ。）を営む者でその施設において客に対し図書類をサービスとして提供するもの（以下「図書類サービス業者」という。）又は広告物の広告主若しくは管理者は、興行、図書類又は広告物の内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該興行を観覧させ、当該図書類を販売し、譲渡し、交換し、貸し付けし、頒布し、見せ、若しくは聴かせ、又は当該広告物を掲示し、表示し、若しくは頒布しないよう努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの

2 がん具類の販売を業とする者は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、青少年に当該がん具類を販売し、譲渡し、交換し、

貸し付けし、頒布し、見せ、又は聴かせないよう努めなければならない。

- (1) 青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

(自動販売機による図書類の販売等の自主規制)

第 16 条 図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者は、その図書類の内容が前条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるとき又はそのがん具類の形状、構造若しくは機能が同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該図書類又はがん具類を自動販売機又は自動貸出機（販売又は貸付けの業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売又は貸付けを行うことができる設備を有する機器をいう。以下「自動販売機等」という。）により青少年に販売し、又は貸し付けないよう努めなければならない。

2 自動販売機等による図書類又はがん具類の販売又は貸付けを業とする者（以下「図書類等販売業者」という。）は、次に掲げる施設の敷地の周辺においては、前条第 1 項各号のいずれかに該当する図書類及び同条第 2 項各号のいずれかに該当するがん具類を自動販売機等に収納しないよう努めなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で知事が指定するもの

(有害興行の指定、観覧の制限等)

第 17 条 知事は、興行の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に有害な興行として指定することができる。ただし、風営法第 2 条第 6 項第 3 号に規定する営業に係る興行場において行われる興行については、この限りでない。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (3) 著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

2 興行を主催する者は、前項の規定により指定された興行を青少年に観覧させてはならない。

3 興行を主催する者は、第 1 項の規定により指定された興行を行うときは、入場しようとする者の見やすい箇所に当該指定のあつた旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

(有害図書類の指定及び販売等の制限)

第 18 条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が前条第 1 項各号のいずれかに該当する

と認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

2 次に掲げるものは、青少年に有害な図書類とする。

- (1) 書籍又は雑誌であつて、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページの数（表紙を含む。以下この号において同じ。）が20ページ以上のもの（当該書籍又は雑誌の内容が主として読者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。）又はページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) ビデオテープ又はビデオディスクであつて、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの（当該ビデオテープ又はビデオディスクの内容が主として視聴者の性的好奇心をそそるものでないと認められるものを除く。）又は連続して3分を超えるもの（映像は連続しないが、音声が続く等実質的に描写が連続する場合において、当該描写の時間が3分を超えるものを含む。）
- (3) 図書類の内容についての審査を行う団体で知事が指定するものが青少年の閲覧又は視聴を不適当と認めた図書類であつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

3 図書類を販売し、交換し、貸し付け、見せ、若しくは聴かせることを業とする者又は図書類サービス業者（以下これらを「図書類の取扱業者」という。）は、第1項の規定により指定された図書類及び前項各号のいずれかに該当する図書類（以下「有害図書類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布し、見せ、又は聴かせてはならない。

4 図書類の取扱業者は、有害図書類を陳列するとき、青少年の健全な育成を阻害するおそれがない方法として規則で定める方法により、陳列しなければならない。ただし、法令により青少年の立入りが禁止されている場所において有害図書類を陳列するとき、この限りでない。

5 前項本文の場合において、図書類の取扱業者は、有害図書類の陳列場所の見やすい箇所に、当該図書類を青少年が購入し、借り受け、閲覧し、又は視聴することができない旨の掲示をしなければならない。

6 知事は、前2項の規定に違反している図書類の取扱業者に対し、期限を定めて、その有害図書類の陳列方法を改善し、又は前項の掲示をすべきことを命ずることができる。（有害広告物の指定及び掲示等の制限）

第19条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第17条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を青少年に有害な広告物として指定することができる。

2 広告物の広告主又はその管理者は、前項の規定により指定された広告物を速やかに撤去し、その内容を変更し、その他必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、前項の規定に違反して掲示され、表示され、又は頒布されている広告物があるときは、当該広告物の広告主又はその管理者に対し当該広告物の撤去、内容の変更その他必要な措置を命ずることができる。

（有害がん具類の指定及び販売等の制限）

第20条 知事は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を青少年に有害ながん具類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (2) 著しく青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの
- (3) 著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼし、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして規則で定めるもの

2 次に掲げるものは、青少年に有害ながん具類とする。

- (1) 下着の形状をしたがん具
- (2) 使用済みの下着であるとして、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている物品
- (3) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供するがん具であつて、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 がん具類の販売を業とする者は、第1項の規定により指定されたがん具類及び前項各号のいずれかに該当するがん具類（以下「有害がん具類」という。）を青少年に販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は頒布してはならない。

（自動販売機等管理者の設置）

第20条の2 図書類等販売業者は、その設置する自動販売機等ごとに、第21条第2項の規定による青少年に有害な図書類及び青少年に有害ながん具類の撤去その他の必要な措置を自ら直ちに講ずることができない場合において、自己に代わつてその措置を講ずることができる者を自動販売機等管理者として置かなければならない。ただし、図書類等販売業者が自ら管理することができるものとして規則で定める自動販売機等については、この限りでない。

2 前項に規定する自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者でなければならない。

（自動販売機等の設置等の届出）

第20条の3 図書類等販売業者は、図書類又はがん具類の販売又は貸付けを目的として自動販売機等を設置しようとするとき又は自動販売機等の設置場所を変更しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 図書類等販売業者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (3) 自動販売機等の設置場所
- (4) 自動販売機等の設置場所の提供者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）
- (5) 自動販売機等の設置予定年月日
- (6) 自動販売機等による販売又は貸付けの開始予定年月日
- (7) 自動販売機等により販売し、又は貸し付ける図書類又はがん具類の種類

2 前項の規定により届出をした者は、同項各号（第3号を除く。）に掲げる事項に変更があつたとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があつた日又は廃止した日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

（自動販売機等の届出済証のはり付け）

第20条の4 前条第1項又は第2項の規定による届出をし、知事から届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機等の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、当該届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となつたときは、知事に届出済証の再交付を申請しなければならない。

（自動販売機等への図書類及びがん具類の収納の制限）

第21条 図書类等販売業者は、その設置する自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類を販売又は貸付けの目的で収納してはならない。

2 図書类等販売業者及び自動販売機等管理者は、現に自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されている図書類が第18条第1項の規定による指定を受けたとき又はがん具類が第20条第1項の規定による指定を受けたときは、直ちに当該図書類又はがん具類の当該自動販売機等からの撤去その他の必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、第18条第1項の規定による指定を受けた図書類又は第20条第1項の規定による指定を受けたがん具類が前項の規定に違反して、自動販売機等に販売又は貸付けの目的で収納されているときは、当該図書类等販売業者及び自動販売機等管理者に対し当該図書類又はがん具類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

4 知事は、青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害するおそれのないよう、図書类等販売業者に対し図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所について適当な措置を講ずるよう求めることができる。

（適用除外）

第21条の2 第20条の2から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

（金銭の貸付け等の制限）

第22条 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第2項に規定する貸金業者は、その営業に関し青少年に金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）をしてはならない。

2 質屋営業法（昭和25年法律第158号）第1条第2項に規定する質屋は、その営業に関し青少年から物品（有価証券を含む。）を質にとつて金銭を貸し付けてはならない。

3 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第3項に規定する古物商は、その営業に関し青少年から物品を買受け、若しくは物品の販売の委託を受け、又は青少年と物品を交換してはならない。

4 前3項の規定は、当該青少年が保護者の依頼を受け、又は同意を得たと認められるときその他正当な理由があると認められるときは適用しない。

（非行誘発行為の防止）

第23条 何人も、青少年に対し次に掲げる行為をしないよう努めなければならない。

- (1) その内容が第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する興行、図書類及び広告物並びにその形状、構造又は機能が同条第 2 項各号のいずれかに該当するがん具類を見せ、聴かせ、又は所持させること。
 - (2) 善良な風俗を害するおそれのある場所に立ち入らせること。
 - (3) 射幸心をそそるおそれのある行為をさせること。
 - (4) 飲酒又は喫煙をさせること。
 - (5) トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を正当な理由なく使用させ又は所持させること。
- (遊技営業等の場所への立入禁止等)

第 23 条の 2 遊技営業等を営む者は、当該遊技営業等の場所に個室又は区画席（周囲を仕切り板等で囲った構造の客席をいう。以下同じ。）を設けて営業を行うときは、次の各号のいずれかに該当する個室又は区画席（以下「特定個室等」という。）に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- (1) 出入口に内部からかぎのかかる設備を有するもの
 - (2) 外部からその内部を常に見通すことが困難であるもの
- 2 警察官又は少年補導に関する事務に従事することをその職務とする警察職員（警察官を除く。以下「少年警察補導員」という。）は、遊技営業等を営む者が前項の規定に違反して特定個室等に現に青少年を客として立ち入らせているときは、当該遊技営業等を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者に対し、更に反復して特定個室等に青少年を客として立ち入らせてはならない旨を警告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による警告を受けた者が当該警告に従わずに特定個室等に青少年を客として立ち入らせた場合において、当該警告に係る遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせることがその健全な育成を阻害するおそれのあると認めるときは、当該遊技営業等の場所の全部又は一部を青少年の立入りを禁止する場所として指定することができる。
- 4 遊技営業等を営む者は、前項の規定による指定を受けた場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。
- 5 遊技営業等を営む者は、第 3 項の規定による指定を受けたときは、速やかに当該遊技営業等の場所の見やすい箇所に当該指定を受けた旨及び青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第 24 条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

- 2 何人も、青少年にわいせつな行為をさせてはならない。
- 3 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為を教え、又は見せてはならない。

(入れ墨の禁止)

第 24 条の 2 何人も、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施し、又はその周旋をしてはならない。

- 2 何人も、青少年をして、青少年に対し、正当な理由なく入れ墨を施させ、又はその周旋をさせてはならない。

(勧誘行為の禁止)

第 24 条の 3 何人も、青少年に対し、次に掲げる者となるよう勧誘してはならない。

- (1) 風営法第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる営業の客
- (2) 風営法第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業若しくは同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において客に接する業務に従事する者又は同法第 35 条の 3 第 1 号に規定する受託接客従業者

(深夜外出の制限)

第 25 条 保護者は、特別の事情がある場合のほか、深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までをいう。以下同じ。）に青少年を外出させないよう努めなければならない。

- 2 何人も、保護者の委託を受け、若しくは同意を得、又はその他正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。
- 3 深夜において営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に特別の事情なく当該営業の場所にいる青少年に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(深夜遊技営業等の場所への立入禁止等)

第 25 条の 2 深夜において遊技営業等を営む者（以下「深夜遊技営業等営業者」という。）及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に、当該遊技営業等の場所に青少年を客として立ち入らせてはならない。

- 2 深夜遊技営業等営業者は、その遊技営業等の場所の見やすい箇所に深夜における青少年の立入りを禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定に違反している深夜遊技営業等営業者に対し、期限を定めて、同項の掲示をすべきことを命ずることができる。

(場所の提供及び周旋の禁止)

第 26 条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知って場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

- (1) みだらな性行為又はわいせつな行為
- (2) 前号の行為を教え又は見せる行為
- (3) 暴行又はとばく行為
- (4) 正当な理由なく大麻、麻薬又は覚せい剤を使用する行為
- (5) 正当な理由なく、トルエン又は酢酸エチル、トルエン若しくはメタノールを含有するシンナー、接着剤若しくは塗料を使用する行為
- (6) 正当な理由なく入れ墨を施す行為
- (7) 飲酒又は喫煙

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第 26 条の 2 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項に規定する児童ポルノ又は同法第 7 条第 2 項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求める行為
- (2) 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行う

ように求める行為

(旅館業者等の通知義務等)

第 27 条 旅館業を営む者若しくはアパート、貸家若しくは貸間を業として営む者又はこれらの管理者は、当該施設において、第 26 条各号に掲げる行為が青少年に対してなされ、若しくは青少年が当該行為をし、若しくはこれらの行為がなされる疑いがあると認めるとき又は当該施設を使用する青少年に家出等の疑いがあると認めるときは、直ちにその旨を警察署等関係機関に届けいでし、又は保護者に通知するよう努めなければならない。

2 自動車旅行ホテル営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和 59 年政令第 319 号）第 3 条第 1 項第 2 号に規定する施設のうち、同条第 2 項に規定する構造を有する個室を設けるもの又はこれに類似する施設を利用させる営業をいう。）を営む者は、その建築物若しくは看板類の意匠若しくは形態又はその設置場所が青少年の健全な育成のために必要な環境を阻害することのないよう努めなければならない。

(有害興行等の指定の取消し)

第 28 条 知事は、第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項又は第 23 条の 2 第 3 項の規定により指定をした場合において、当該指定をした理由がなくなつたと認めるときは、速やかにこれを取り消さなければならない。

(インターネット利用に係る保護者及び事業者の責務)

第 29 条 家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の健全な育成に係る関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その利用により得られる情報であつて、その内容の全部又は一部が青少年有害情報（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第 2 条第 3 項に規定する青少年有害情報をいう。）と認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者（携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第 13 条第 1 項に規定する携帯電話インターネ

ット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)を除く。)は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第 29 条の 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、青少年インターネット環境整備法第 14 条の規定により、青少年又は保護者に対し、同条に規定する事項を説明するときは、併せて、規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載した書面若しくは記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を交付しなければならない。

2 保護者は、青少年インターネット環境整備法第 15 条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 10 項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第 2 条第 8 項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）に対し、又は青少年インターネット環境整備法第 16 条ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、規則で定める正当な理由その他の事項を記載した書面（当該事項を記録した電磁的記録を含む。事項において同じ。）を提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面の提出を受け、青少年有害情報フィルタリングサービス又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置の提供を伴わない携帯電話インターネット接続契約を締結した場合においては、当該契約を締結した日から当該契約が終了する日又は当該契約に係る携帯電話端末等を使用する青少年が 18 歳に達する日のいずれか早い日までの間、前項の書面若しくはその写し又は当該書面に記載された事項のうち前項に規定する記載事項が記載され、若しくは記録された書面若しくは電磁的記録を保存しなければならない。

4 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、第 1 項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(立入調査等)

第 30 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。

- (1) 興行が行われている場所
- (2) 図書類を販売し、貸し付け、交換し、見せ、又は聴かせることを業とする者の営業の場所
- (3) 広告物の広告主又はその管理者の営業の場所
- (4) 広告物が掲示され、表示され、又は頒布されている場所

- (5) がん具類の販売を業とする者の営業の場所
 - (6) 図書類又はがん具類が収納されている自動販売機等の設置場所
 - (7) 遊技営業等の場所
 - (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の営業又は事業の場所
- 2 警察官又は少年警察補導員は、この条例の施行のため必要があると認めるときは、営業時間内において遊技営業等の場所に立ち入り、調査し、又は関係者に質問し、若しくは資料の提出を求めることができる。
- 3 前2項の規定による権限の行使は、必要かつ最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げるようなことがあつてはならない。
- 4 第1項及び第2項の規定による権限を行使する者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(審議会への諮問)

第30条の2 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ福島県青少年健全育成審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第2号、第4号又は第5号に掲げる行為(第18条第2項第3号の規定による指定を除く。)を行おうとする場合において、緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 第12条の規定による推奨
 - (2) 第17条第1項、第18条第1項若しくは第2項第3号、第19条第1項、第20条第1項又は第23条の2第3項の規定による指定
 - (3) 第18条第2項第1号及び第2号並びに第20条第2項第3号の規定による規則の制定又は改正
 - (4) 第19条第3項又は第21条第3項の規定による措置命令
 - (5) 第28条の規定による指定の取消し
- 2 知事は、前項ただし書の規定により指定、措置命令又は指定の取消しをしたときは、遅滞なくその旨を福島県青少年健全育成審議会に報告するものとする。

第4章 青少年健全育成審議会

(設置及び権限)

第31条 知事の附属機関として、福島県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する事項を調査審議する。
- 3 審議会は、青少年の健全な育成に関する事項について調査し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第32条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 審議会の委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることを妨げない。
- 5 審議会に会長1人を置き、会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 6 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 7 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、会長の職務を代理する。
(規則への委任)

第33条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

(罰則規定)

第34条 第24条第1項又は第2項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第24条の2の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定に違反した者

(2) 第24条第3項の規定に違反した者

(3) 第26条の規定に違反して同条第1号から第6号までに掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第17条第2項の規定に違反した者

(2) 第18条第3項の規定に違反した者

(3) 第18条第6項の規定による命令に違反した者

(4) 第19条第3項の規定による命令に違反した者

(5) 第20条第3項の規定に違反した者

(6) 第21条第3項の規定による命令に違反した者

(7) 第23条の2第4項の規定に違反した者

(8) 第24条の3の規定に違反した者

(9) 第25条第2項の規定に違反した者

(10) 第25条の2第1項の規定に違反した者

(11) 第26条の規定に違反して同条第7号に掲げる行為を知つて場所を提供し、又はその周旋をした者

(12) 第26条の2の規定に違反した者

5 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第20条の3第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第20条の3第2項の規定による変更若しくは廃止の届出をせず、又は虚偽の届出

をした者

- (3) 第 20 条の 4 第 1 項の規定に違反して知事の交付する届出済証をはり付けなかつた者
 - (4) 第 23 条の 2 第 5 項の規定に違反した者
 - (5) 第 25 条の 2 第 3 項の規定による命令に違反した者
 - (6) 第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対し虚偽の陳述をし、又は資料の提出を拒んだ者
- 6 第 24 条から第 24 条の 3 まで又は第 25 条第 2 項の規定に違反した者は、当該行為の相手が青少年であることを知らないことを理由として第 1 項から第 4 項までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(両罰規定)

第 35 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して罰則規定に該当する行為を行つたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(適用除外)

第 36 条 この条例の罰則規定は、青少年には適用しない。

第 6 章 雑則

(推奨等の告示)

第 37 条 第 12 条の規定による推奨又は第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項第 3 号、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項若しくは第 23 条の 2 第 3 項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しは、福島県報をもつて告示によりこれを行う。ただし、急施を要する場合は、あらかじめ関係者にその旨を通知することによりこれを行うことができる。

(申出)

第 38 条 何人も、第 12 条の規定による推奨又は第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項若しくは第 2 項第 3 号、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項若しくは第 23 条の 2 第 3 項の規定による指定若しくはこれらの指定の取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対しその旨を申し出ることができる。

(委任)

第 39 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年条例第 40 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県青少年健全育成条例第 22 条第 1 項の規定の適用については、この条例の施行の際現に貸金業の規制等に関する法律附則第 3 条第 1 項の規定により同法第 3 条第 1 項の貸金業の登録を受けないで同法の施行後も引き続き同法第 2 条第 1 項の貸金業を営んでいる者は、同法第 2 条第 2 項に規定する貸金業者とみな

す。

附 則（昭和 59 年条例第 56 号）

この条例は、昭和 60 年 2 月 13 日から施行する。

附 則（平成 4 年条例第 24 号）

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 6 年条例第 73 号）

（施行月日）

- 1 この条例は、平成 7 年 2 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に図書類又はがん具類（がん具、刃物（鉄砲刀剣類所持等取締法（昭和 33 年法律第 6 号）第 2 条第 2 項に規定する刀剣類を除く。）その他これに類するものをいう。）の販売又は貸付けを目的として自動販売機等（法令により青少年（18 歳未満の者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）をいう。）の立入りが禁止されている場所に設置されているものを除く。）を設置している図書类等販売業者は、平成 7 年 3 月 31 日までに、当該自動販売機等ごとに改正後の福島県青少年健全育成条例（以下「改正後の条例」という。）第 20 条の 3 第 1 項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。この場合において、同項第 5 号中「設置予定年月日」とあるのは「設置年月日」と、同項第 6 号中「開始予定年月日」とあるのは「開始年月日」とする。
- 3 前項の規定による届出は、改正後の条例第 20 条の 3 第 1 項の規定による届出とみなす。
- 4 改正後の条例第 18 条第 2 項第 1 号及び第 2 号並びに第 20 条第 2 項第 3 号の規定による規則の制定又は改正を行おうとするときは、知事は、この条例の施行前においても福島県青少年健全育成審議会の意見を聴くことができる。
- 5 附則第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10 万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為を行ったときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

附 則（平成 7 年条例第 59 号）

この条例は、平成 7 年 10 月 18 日から施行する。

附 則（平成 10 年条例第 45 号）

この条例は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 10 号）

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年条例第 56 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 18 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 21 号）

- 1 この条例は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。ただし、目次及び第 16 条第 1 項の改正規定並びに第 3 章の次に 1 章を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年条例第 16 号）

この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年条例第 16 号）

- 1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 22 条第 1 項の改正規定は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 115 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 35 号）

- 1 この条例は、平成 28 年 6 月 23 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年条例第 76 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 福島県青少年健全育成条例施行規則

昭和 53 年 8 月 15 日福島県規則第 49 号
改正 平成 5 年 3 月 9 日福島県規則第 6 号
改正 平成 6 年 12 月 6 日福島県規則第 131 号
改正 平成 10 年 9 月 29 日福島県規則第 86 号
改正 平成 11 年 3 月 30 日福島県規則第 29 号
改正 平成 16 年 3 月 26 日福島県規則第 24 号
改正 平成 16 年 12 月 24 日福島県規則第 88 号
改正 平成 17 年 3 月 4 日福島県規則第 17 号
改正 平成 19 年 3 月 20 日福島県規則第 13 号
改正 平成 27 年 10 月 2 日福島県規則第 81 号
改正 平成 30 年 10 月 12 日福島県規則第 70 号

(有害興行の指定の基準)

第 1 条 福島県青少年健全育成条例（昭和 53 年福島県

第 2 条 条例第 30 号。以下「条例」という。）第 17 条 第 1 項第 1 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態を描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- (2) 性交又はこれに類する性行為を露骨に描写し、若しくは表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの
- (3) 自慰若しくは排せつの姿態又は変態性欲に基づく行為を露骨に描写し、又は表現し、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第 17 条第 1 項第 2 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 暴力を肯定し、又は賛美するように描写し、又は表現しているもの
- (2) 殺人、傷害、暴行等の行為又は言語等により人に精神的苦痛を与える行為を刺激的に描写し、又は表現しているもの
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、描写又は表現がこれらの基準に該当するものと同程度に粗暴性又は残虐性を助長するおそれのあるもの

3 条例第 17 条第 1 項第 3 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 自殺又は刑罰法規に触れる行為を肯定し、又はこれらの行為の実行を勧めるような表現をしているもの
- (2) 自殺又は刑罰法規に触れる行為の手段を模倣できるように詳細に又は具体的に描写し、又は表現しているもの

(有害興行の指定等の掲示)

第 1 条の 2 条例第 17 条第 3 項の規定による掲示は、様式第 1 号によるものとする。

(有害な図書類とする図書等の内容)

第2条 条例第18条第2項第1号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

- (1) 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
 - ア 大たい部を開いた姿態
 - イ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
 - ウ 自慰の姿態
 - エ 排せつの姿態
 - オ 愛ぶの姿態
 - カ 緊縛の姿態
- (2) 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - ア 性交又はこれを連想させる行為
 - イ ごうかんその他の凌辱行為
 - ウ 同性間の行為
 - エ 変態性欲に基づく行為

2 条例第18条第2項第2号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

（有害図書類の陳列の方法）

第2条の2 条例第18条第4項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法により他の図書類と区分し、かつ、図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が容易に監視できる場所に陳列する方法とする。

- (1) 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- (2) 棚板の前面から20センチメートル以上張り出した仕切り板（透視できない材質のものに限る。以下同じ。）を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。
- (3) 他の図書類を陳列する棚から60センチメートル以上離れた位置にある棚にまとめて陳列すること。
- (4) 図書類の販売又は貸付けの業務に従事する者が常駐する場所から半径5メートル以内の場所にまとめて陳列すること。
- (5) 床面からの高さが150センチメートル以上の位置に、背表紙のみが見えるようにし、かつ、まとめて陳列すること。
- (6) 前各号に掲げる方法を講ずることが困難な場合には、有害図書類をビニール包装、ひも掛けその他の方法による容易に閲覧することができない状態にし、かつ、まとめて陳列すること。

（有害ながん具類の指定の基準）

第3条 条例第20条第1項第1号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 性行為を露骨に表現し、又は容易に連想させ、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

(2) 性行為の用具として使用できるもので、著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく性的感情を刺激するおそれのあるもの

2 条例第20条第1項第2号の規則で定めるものは、銃砲若しくは刀剣類をかたどつたもので実物に酷似したもの又は人の身体を自由を奪い、若しくは苦痛を与えるもので、犯罪を誘発するおそれのあるものとする。

3 条例第20条第1項第3号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 弾丸、矢その他の物を発射するのに適し、又はその物自体が投げるのに適したもので、物を発射し、又はその物を投げることにより、人を殺傷するおそれが高いもの

(2) 家庭用、学習用及び業務用に使用するもの以外の刃物で、容易に人を殺傷し得るもの

(3) 火薬その他爆発性の物質を内包することができるもので、人を殺傷するおそれが高いもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらの基準に該当するものと同程度に著しく人の生命、身体又は財産に対し危害を及ぼすおそれのあるもの

(有害ながん具類とするがん具の形状等)

第3条の2 条例第20条第2項第3号の規則で定める形状、構造又は機能を有するがん具は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有するもの

(2) 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵又は装着可能な構造を有するもの

(3) 全裸又は半裸の人形（気体又は液体を充てんし人形とするものを含む。）

(自動販売機等管理者の設置)

第4条 条例第20条の2第1項ただし書の規則で定める自動販売機等は、図書類等販売業者がその住所地（法人にあつては、主たる事務所の所在地）と同一の市町村内に設置する自動販売機等とする。

2 条例第20条の2第2項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

(1) 未成年者でないこと。

(2) 自動販売機等の設置場所と同一の市町村内に居住していること。

(3) 条例に定める自動販売機等管理者の義務の履行に関し、図書類等販売業者から一切の権限を付与されていること。

(4) 条例に定める自動販売機等管理者の義務を履行することを承諾していること。

(自動販売機等の設置等の届出)

第5条 条例第20条の3第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書（様式第2号）により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 法人にあつては、その登記事項証明書

(2) 自動販売機等の設置場所の付近の見取図

- (3) 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類
 - (4) 自動販売機等管理者が前条第2項第3号及び第4号の要件を満たすことを証する書類
- 3 条例第20条の3第2項の規定による届出は、自動販売機等届出事項変更（使用廃止）届出書（様式第3号）により行うものとする。
- 4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 条例第20条の3第1項第1号に規定する事項の変更の場合には、法人にあつてはその登記事項証明書、個人の氏名の変更にあつてはその戸籍抄本
 - (2) 条例第20条の3第1項第2号に規定する事項の変更の場合には、第2項第4号に掲げる書類
 - (3) 条例第20条の3第1項第4号に規定する事項の変更の場合には、第2項第3号に掲げる書類
- 5 知事は、次に掲げる者に係る本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。)について、同法第30条の13第2項の規定によるその提供を受けることができないとき、又は同法第30条の15第1項第2号の規定によるその利用ができないときは、自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者に対し、当該者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面を提出させることができる。
- (1) 自動販売機等設置届出者及び自動販売機等届出事項変更届出者（個人である場合に限る。）
 - (2) 自動販売機等管理者
（自動販売機等の届出済証）
- 第6条 条例第20条の4第1項の届出済証は、自動販売機等届出済証（様式第4号）とする。
- 2 条例第20条の4第2項の規定による申請は、自動販売機等届出済証再交付申請書（様式第5号）により行うものとする。
- （遊技営業等の場所への立入禁止等の掲示）
- 第7条 条例第23条の2第5項の規定による掲示は、様式第6号によるものとする。
- （携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が説明すべき事項）
- 第8条 条例第29条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
 - (2) 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第15条ただし書の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者（青少年インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）に対し、又は青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の申出をするときは携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（青少年インターネット環境整備法第13条に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。）に対し、条例第29条の2第2項に規定する書

面を提出しなければならないこと。

(青少年有害情報フィルタリングサービス又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置を利用しない正当な理由等)

第9条 条例第29条の2第2項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。なお、青少年有害情報フィルタリング有効化措置（青少年インターネット環境整備法第十六条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を利用しない正当な理由については、第3号のみを適用する。

- (1) その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス（青少年インターネット環境整備法第二条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。）又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（以下「青少年有害情報フィルタリングサービス等」という。）を利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。
- (2) その保護する青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービス等を利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障が生ずること。
- (3) 保護者が、携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供するインターネットの利用状況に関する事項の閲覧を可能とする役務を利用すること等により、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないように適切に監督すること。

2 条例第29条の2第2項の規則で定めるその他の事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 保護者の氏名、住所及び連絡先
(身分証明書)

第10条 条例第30条第4項に規定する同条第1項の規定による権限を行使する者の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第7号）とする。

(推奨等の申出)

第11条 条例第38条の規定による推奨又は指定若しくは指定の取消しの申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所
- (2) 申出の対象に係る事項
- (3) 推奨又は指定若しくは指定の取消しをすることが適当であると認める理由
- (4) 申出の年月日

附 則

この規則は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年規則第131号）

この規則は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成10年規則第86号）

この規則は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成 11 年規則第 29 号）

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 24 号）

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項第 2 号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年規則第 88 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年規則第 17 号）

- 1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。
- 2 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号。以下「新法」という。）附則第 3 条第 4 項の規定によりなおその効力を有することとされている新法による改正前の不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第 21 条第 1 項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、新法第 119 条第 1 項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 3 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 16 年法律第 124 号。以下「整備法」という。）第 53 条第 5 項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第 52 条の規定による改正前の商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 11 条第 1 項の規定により交付された登記簿の謄本又は抄本は、整備法第 52 条の規定による改正後の商業登記法第 10 条第 1 項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成 19 年規則第 13 号）

- 1 この規則は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の 3 及び様式第 1 号の 2 を削る改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第 6 号による身分証明書は、改正後の福島県青少年健全育成条例施行規則様式第 7 号の規定身分証明書とみなす。

附 則（平成 27 年規則第 81 号）

この規則は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。

附 則（平成 30 年規則第 70 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

3 福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例

平成8年10月18日

福島県条例第35号

改正 平成10年10月16日条例第58号

平成10年12月22日条例第67号

平成10年10月19日条例第47号

平成13年12月25日条例第101号

平成18年7月11日条例第74号

平成24年12月28日条例第112号

平成26年10月3日条例第86号

〔福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例〕をここに公布する。

福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例
(平13条例101・改称)

(目的)

第1条 この条例は、青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長し、又は誘発する行為を規制することにより、青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的とする。

(平13条例101・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 18歳未満の者をいう。
- (2) テレホンクラブ営業 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型電話異性紹介営業」という。）及び同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業（以下「無店舗型電話異性紹介営業」という。）をいう。
- (3) 利用カード テレホンクラブ営業に係る役務の提供を行うために有償で発行するカード、文書その他の物品をいう。

(平13条例101・一部改正)

(利用カードの販売の届出)

第3条 業として利用カードを販売しようとする者は、販売を開始する日の15日前までに、利用カードを販売する店舗又は場所（以下「店舗等」という。）ごとに、公安委員会規

則で定めるところにより、次に掲げる事項を公安委員会に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 利用カードを販売する店舗等の名称及び所在地
- (3) 自動販売機により利用カードを販売する場合にあっては、当該自動販売機の名称、型式及び製造番号
- (4) 販売開始予定年月日
- (5) 販売する利用カードにより役務の提供を受けることができる店舗型電話異性紹介営業に係る営業所又は無店舗型電話異性紹介営業の本拠となる事務所（事務所のない場合にあっては、当該営業を営む者の住居）（以下「テレホンクラブ営業所等」という。）の名称及び所在地
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者（以下「利用カード販売業者」という。）は、同項各号に掲げる事項（同項第2号に掲げる事項にあっては、利用カードを販売する店舗等の名称に限る。）に変更があったとき、又は当該届出に係る利用カードの販売を廃止したときは、その変更があった日又は廃止した日から15日以内に、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公安委員会に届け出なければならない。

(平13条例101・旧第五条繰上・一部改正)

(利用カードの販売の制限)

第4条 何人も、次に掲げる施設の敷地(これらの用に供するものと決定した土地を含む。)の周囲200メートルの区域及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第7項までに定める地域（以下これらを「販売制限区域」という。）においては、利用カードを販売してはならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）
- (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第百64号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所
- (5) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園
- (6) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館
- (7) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設
- (8) 前各号に掲げるもののほか、その周辺において青少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止する必要があると認められる施設であって公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、次に掲げる場所（以下「青少年入場禁止場所」という。）における利

用カードの販売については適用しない。

(1) 法第2条第1項に規定する風俗営業（同項第八号に規定する営業を除く。）、同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業又は同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業に係る営業所

(2) 福島県青少年健全育成条例(昭和53年福島県条例第30号。以下「青少年健全育成条例」という。)第17条の規定により青少年に有害な興行として指定された興行を行う場所

3 何人も、青少年入場禁止場所に設置される自動販売機以外の自動販売機に販売の目的で利用カードを収納してはならない。

(平10条例58・平10条例67・一部改正、平13条例101・旧第六条繰上・一部改正、平18条例74・一部改正)

(自動販売機への届出済証のはり付け)

第5条 第3条第1項又は第2項の規定による届出をし、公安委員会から自動販売機に係る届出済証の交付を受けた者は、その届出に係る自動販売機の正面の見やすい箇所に、当該届出済証をはり付けなければならない。

2 前項の届出済証の交付を受けた者は、その届出済証が滅失し、破損し、又は識別が困難となったときは、公安委員会に届出済証の再交付を申請しなければならない。

(平13条例101・旧第7条繰上・一部改正)

(広告及び宣伝の規制)

第6条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業所等又は利用カードを販売する店舗の名称、所在地又は電話番号（以下これらを「テレホンクラブ営業所等の名称等」という。）を記載した文書、図画その他の物品（以下「広告文書等」という。）を頒布してはならない。

2 何人も、次に掲げる方法により、広告又は宣伝をしてはならない。ただし、テレホンクラブ営業を営む者が、第1号又は第3号に掲げる方法により行う場合を除く。

(1) 青少年入場禁止場所以外の場所にテレホンクラブ営業所等の名称等に係る広告物(常時又は一定の期間継続して屋外又は屋内で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物、車両等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。以下単に「広告物」という。)を掲出し、又は表示すること（第3条第1項の規定による届出に係る店舗等において、自己の営業に関し表示する広告物であって公安委員会規則で定めるものを掲出し、又は表示する方法を除く。）。

(2) 青少年入場禁止場所以外の場所に広告文書等を配置すること。

(3) 街頭において頒布する方法（散布による方法を除く。）以外の方法で広告文書等を頒布すること（青少年入場禁止場所において頒布する方法を除く。）。

(4) 販売制限区域において、口頭により、若しくは拡声機等により、又は録音された音声を再生する方法等により、テレホンクラブ営業に係る広告又は宣伝をすること。

(平13条例101・旧第8条繰上・一部改正)

(違反広告物の除却)

第7条 公安委員会は、前条第2項第1号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物については、当該広告物を掲出し、又は表示した者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、当該広告物の除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 公安委員会は、前項の措置を命ずる場合において、当該広告物を掲出し、又は表示した者を過失がなく確知することができないときは、当該広告物を警察職員に除却させることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、公安委員会は、前条第2項第1号の規定に違反して掲出され、又は表示されている広告物が立看板、はり紙及びはり札（以下「立看板等」という。）であって公安委員会規則で定めるものであるときは、当該立看板等を警察職員に除却させることができる。

(平13条例101・旧第9条繰上)

(現場における警察職員の中止命令)

第8条 警察職員は、第6条第1項又は同条第2項第2号から第4号までの規定に違反する行為が現に行われているときは、当該行為を行っている者に対し、当該行為の中止を命ずることができる。

(平13条例101・旧第10条繰上・一部改正)

(青少年のテレホンクラブ営業の利用の禁止等)

第9条 青少年は、テレホンクラブ営業所等へ客として立ち入り、電話をかけ、その他テレホンクラブ営業を利用してはならない。

2 何人も、テレホンクラブ営業を利用して、青少年と会話をし、又は青少年に対して伝言を入力してはならない。

(平13条例101・旧第11条繰上・一部改正)

(青少年に対する勧誘等の禁止)

第10条 何人も、青少年に対し、テレホンクラブ営業を利用するよう指示し、そそのかし、又は勧誘してはならない。

(平13条例101・旧第12条繰上・一部改正)

(青少年に対する利用カードの交付の禁止)

第11条 何人も、青少年に利用カードを販売し、譲渡し、交換し、貸し付け、頒布する等の方法により交付してはならない。

(平13条例101・旧第15条繰上)

(利用カードを販売する者の禁止行為)

第12条 利用カードを販売する者は、利用カードの見やすい箇所に、青少年はテレホンクラブ営業を利用できない旨及び会話又は伝言の相手方が青少年であることを知ったときは、直ちにその利用をやめなければならない旨の記載のない利用カードを販売してはならない。

(平13条例101・旧第16条繰上・一部改正)

(報告及び立入り)

第13条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者に対し、その業務に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、利用カード販売業者の事務所若しくは店舗等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(平13条例101・旧第17条繰上・一部改正)

(指示)

第14条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者(以下「代理人等」という。)が、第五条の規定に違反したときは、当該利用カード販売業者に対し、必要な指示をすることができる。

(平13条例101・旧第18条繰上・一部改正)

(利用カード販売業者の営業の停止)

第15条 公安委員会は、利用カード販売業者又はその代理人等が、当該利用カード販売業者の利用カードの販売に関し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は利用カード販売業者がこの条例に基づく指示若しくは命令に従わなかったときは、当該利用カード販売業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該利用カードの販売に係る営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) この条例に規定する罪に当たる違法な行為
- (2) 刑法(明治40年法律第45号)第百75条又は第182条の罪に当たる違法な行為
- (3) 売春防止法(昭和31年法律第118号)第2章に規定する罪に当たる違法な行為
- (4) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)に規定する罪に当たる違法な行為
- (5) 児童福祉法第34条第一項第六号、第7号(同項第6号に掲げる行為をするおそれのある者に係る部分に限る。)又は第9号の規定に違反する行為

(6) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条第1項又は第61条第1項（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第44条第2項の規定により適用される場合を含む。）の規定に違反する行為

(7) 青少年健全育成条例第24条の規定に違反する行為

（平13条例101・旧第20条繰上・一部改正、平24条例112・平26条例86・一部改正）

（聴聞の特例）

第16条 公安委員会は、前条の規定により利用カードの販売に係る営業の停止を命じようとするときは、福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号。以下「行政手続条例」という。）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前条の規定による処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに行政手続条例第15条第1項の規定による通知をしなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第15条第3項に規定する方法によって行う場合においては、同条第1項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、2週間を下回ってはならない。

（平13条例101・旧第21条繰上・一部改正）

（公安委員会規則への委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

（平13条例101・旧第22条繰上）

（罰則）

第18条 次の各号の1に該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定による警察職員の命令に違反した者

(2) 第10条の規定に違反した者

(3) 第15条の規定による公安委員会の命令に違反した者

2 次の各号の1に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第4条の規定に違反した者

(2) 第7条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者

(3) 第11条の規定に違反した者

3 第3条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

4 次の各号の1に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第12条の規定に違反した者

(3) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは資料の

提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第2項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

(平13条例101・旧第23条繰上・一部改正)

第19条 第10条及び第11条の規定に違反した者は、当該青少年の年齢を知らないことを理由として、前条の規定による処罰を免れることはできない。ただし、当該青少年の年齢を知らないことに過失のないときは、この限りでない。

(平13条例101・旧第24条繰上・一部改正)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人等が、その法人又は人の業務に関して、第18条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(平13条例101・旧第25条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成9年2月1日から施行する。

(テレホンクラブ等営業に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業を営んでいる者は、第3条第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「営業を開始する日の20日前までに」とあるのは、「平成9年2月20日までに」とする。

3 前項の規定により届出をした者の当該届出に係るテレホンクラブ等営業については、この条例の施行の日から平成11年1月31日までの間は、第4条第1項の規定は、適用しない。

(利用カードの販売に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現に利用カードを販売している者は、第5条第1項に規定する業として利用カードを販売しようとする者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「販売を開始する日の15日前までに」とあるのは、「平成9年2月15日までに」とする。

附 則 (平成10年条例第58号)

1 この条例は、平成10年11月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例第6条第1項第1号に規定する場所であって、この条例の施行の際に改正後の福島県テレホンクラブ等営業の規制に関する条例(以下「新条例」という。)第6条第1項第1号

に規定する場所以外の場所となるものにおいては、この条例の施行の日から平成10年12月31日までの間は、新条例第6条及び第8条の規定は、適用しない。

附 則（平成10年条例第67号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第47号）

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

（平成11年公委規則第5号で平成11年11月1日から施行）

附 則（平成13年条例第101号）

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第52号）附則第1条の政令で定める日から施行する。

（政令で定める日＝平成14年4月1日）

附 則（平成18年条例第74号）抄

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第112号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第86号）

この条例は、公布の日から施行する。

4 福島県暴走族等根絶条例

平成16年3月26日

福島県条例第51号

改正 平成16年12月24日条例第96号

福島県暴走族等根絶条例をここに公布する。

福島県暴走族等根絶条例

(目的)

第1条 この条例は、暴走族等による暴走行為が県民生活に及ぼしている影響の重大性にかんがみ、暴走族等の根絶に関し県、県民等の責務を明らかにするとともに、暴走行為を防止するために必要な規制を定めることにより、県民生活の安全と平穩を確保し、及び少年の健全な育成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 自動車等 道路交通法（昭和35年法律第百5号。以下「法」という。）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第十号に規定する原動機付自転車をいう。
- 2 暴走行為 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - ア 法第68条の規定に違反する行為
 - イ 道路（法第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、法第7条、第17条、第22条第1項、第55条、第57条第1項、第62条又は第71条の2の規定に違反する行為
 - ウ 福島県迷惑行為等防止条例（平成12年福島県条例第百90号）第9条の規定に違反する行為
- 3 暴走族 暴走行為を行うことを目的として結成された集団をいう。
- 4 暴走族等 暴走族、暴走行為を行う者及び暴走行為が行われることの情を知って暴走行為に係る自動車等に同乗する者をいう。
- 5 少年 20歳に満たない者をいう。
- 6 保護者 少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。
- 7 公共の場所 道路、公園、広場、駐車場、ふ頭その他の公衆が通行し、又は出入りすることができる場所をいう。

(県の責務)

第3条 県は、暴走族等の根絶に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 県は、市町村が策定し、及び実施する暴走族等の根絶に関する施策について必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第4条 県民は、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 県民は、暴走行為が行われていること又は暴走行為を行うおそれがあると認められる者が集合していることを知ったときは、速やかに、その旨を警察官に通報するよう努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、その監護に係る少年を暴走行為に参加させないよう、及び暴走族に加入させないよう努めるとともに、当該少年が暴走族に加入していることを知ったときは、当該暴走族から脱退させるよう努めなければならない。

(学校、職場等関係者の責務)

第6条 学校及び職場の関係者その他少年の育成に係る関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、少年による暴走行為を防止するとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動において、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 自動車等若しくはその部品の販売又は自動車等の修理を業とする者は、その事業活動において、暴走行為を助長するおそれのある自動車等の部品の販売又は自動車等の改造をしないよう努めなければならない。
- 3 自動車等の燃料の販売を業とする者は、その事業活動において、暴走行為に使用されるおそれがあると外観上明らかに認められる自動車等を運転している者に対して燃料を販売しないよう努めなければならない。
- 4 衣服、鉢巻、旗、のぼり、ステッカー等（以下「衣服等」という。）に刺しゅうし、又は印刷することを業とする者は、その事業活動において、衣服等に暴走族の名称その他暴走族であることを誇示しようとすることが明らかな文字、図形等を刺しゅうし、又は印刷しないよう努めなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第8条 公共の場所の管理者は、暴走行為を行うおそれがあると認められる者が常習的に集合し、又は暴走行為が繰り返し行われる場所について、暴走行為を行うおそれがある者を集合させないために必要な措置又は暴走行為を防止するために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する暴走族等の根絶に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第9条 知事は、暴走族等の根絶に関する施策を推進するための基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 1 暴走族等の根絶に係る啓発活動に関する事項
 - 2 暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進に関する事項
 - 3 暴走行為の防止に関する事項
 - 4 前3号に掲げるもののほか、暴走族等の根絶に関し必要な事項
- 3 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(関係機関等との連携の強化)

第10条 県は、暴走族等の根絶に関する施策を推進するため、国、市町村その他関係機関等との連携の強化を図るものとする。

(情報の提供等)

第11条 県は、県民、関係団体等が行う暴走族等の根絶に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(少年及び保護者への支援)

第12条 県は、少年の暴走族への加入の防止及び暴走族からの脱退の促進を図るため、少年及び保護者に対し、相談業務の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(暴走行為を行う目的での集合の禁止)

第13条 何人も、暴走行為を行う目的で、自動車等を準備し、又はその準備があることを知って、公共の場所に集合してはならない。

(威勢を示す行為の禁止)

第14条 何人も、多数の人が集まっている公共の場所において、集団で、暴走族の名称その他の暴走族であることを誇示する文字、図形等を表示した衣服、鉢巻等を当該文字、図形等が公衆の目に触れるような状態で着用し、又は暴走族であることを誇示する文字、図形等が表示された旗、のぼり等を掲げることにより、暴走族であることの威勢を示してはならない。

(あおり行為の禁止)

第15条 何人も、多数の人が集まっている公共の場所において、現に暴走行為を行っている者に対し、声援、拍手、手振り若しくは身振りをすることにより、旗、のぼり、鉄パイプその他これらに類する物を振ることにより、又は爆竹、花火、かんしゃく玉、発煙筒その他これらに類する物を使用することにより、当該暴走行為をあおってはならない。

(空ぶかしの禁止)

第16条 何人も、公共の場所（道路を除く。）において、正当な理由がないのに、著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる騒音を生じさせる方法で、反復して空ぶかし（自動車等の原動機の動力を車輪に伝達させないで原動機の回転数を増加させることをいう。）をしてはならない。

(平16条例96・1部改正)

(暴走族への加入の勧誘等の禁止)

第17条 何人も、少年に対し次に掲げる行為をしてはならない。

- 1 暴走族に加入することを勧誘し、又は暴走族に加入させる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。
- 2 暴走族から脱退することを妨害すること。
- 3 暴走行為を行うよう勧誘し、又は暴走行為を行わせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をすること。

(暴走族加入少年に対する金品等の供与の要求等の禁止)

第18条 何人も、暴走族の存続を助長し、又は暴走行為を行うことを容認する対償として、暴走族に加入している少年に対し会費、面倒見代等名目のいかんを問わず金品その他の財産上の利益（以下「金品等」という。）の供与若しくは役務の提供を要求し、若しくは約束させ、又は暴走族に加入している少年から金品等の供与若しくは役務の提供を受けてはならない。

(適用上の注意)

第19条 この条例の適用に当たっては、県民等の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して濫用することがあってはならない。

(罰則)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 1 第17条第1号又は第2号の規定に違反した者
- 2 第17条第3号の規定に違反して暴走行為（第2条第2号アに掲げる行為に限る。以下この号において同じ。）を行うよう勧誘し、又は暴走行為を行わせる目的で面会を強請し、若しくは強談威迫の行為をした者
- 3 第18条の規定に違反した者

第21条 深夜（午後十時から翌日の午前6時までをいう。）において、第16条の規定に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平16条例96・1部改正)

第22条 第15条の規定に違反して暴走行為（第2条第2号アに掲げる行為に限る。）をおこなった者は、10万円以下の罰金に処する。

第23条 第16条の規定に違反した者（第21条の規定に該当する者を除く。）は、5万円以下の罰金に処する。

(平16条例96・追加)

附 則

この条例は、平成16年6月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第96号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の次に1条を加える改正規定は、平成17年3月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 福島県青少年健全育成推進本部設置要綱

(設置)

第1条 青少年行政の一元性及び総合性を確保し、青少年問題への総合的かつ有機的な対進するため、知事の事務部局、教育庁及び警察本部（以下「各部局」という。）をもって構成される福島県青少年健全育成推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 本部においては、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 青少年育成に関する基本的かつ総合的方策の樹立及び推進に関すること。
- (2) 青少年行政関係事業の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
- (3) 青少年問題の総合的調査、啓発及び広報に関すること。
- (4) その他、青少年の育成に関すること。

(組織)

第3条 本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括し、本部を代表する。

- 2 本部長に、事故あるときは、本部長があらかじめ指名した本部員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

(幹事)

第6条 本部に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、本部の協議事項について、本部員を補佐する。

(事務局)

第7条 本部の事務を処理するため、保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課に事務局を置く。

- 2 事務局の組織規程は、別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

(附則)

- この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。
この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
この要綱は、平成2年6月25日から施行する。
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。
この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 16 年 10 月 22 日から施行する。
この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 23 年 6 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（本部員）

総務部長、危機管理部長、企画調整部長、文化スポーツ局長、生活環境部長、
保健福祉部長、こども未来局長、商工労働部長、観光交流局長、農林水産部長、
土木部長、教育長、警察本部長

別表 2（幹事）

広報課長、私学・法人課長、危機管理課長、企画調整課長、スポーツ課長、
男女共生課長、こども・青少年政策課長、子育て支援課長、児童家庭課長、
健康づくり推進課長、薬務課長、雇用労政課長、観光交流課長、農林企画課長、
土木企画課長、教育総務課長、社会教育課長、義務教育課長、高校教育課長、
健康教育課長、少年課長、交通指導課長

6 福島県青少年健全育成推進本部運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福島県青少年健全育成推進本部設置要綱第8条の規定により、福島県青少年健全育成推進本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 本部の会議において協議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 青少年育成に関する基本的かつ総合的方策の樹立及び推進に関すること。
 - ア 青少年行政推進の基本方針の策定
 - イ 青少年行政推進の年度重点目標の設定
 - ウ 青少年行政推進の長期計画等の策定
 - エ 青少年育成に関する県民運動等の実施
- (2) 青少年行政関係事業の総合的な企画及び連絡調整に関すること。
 - ア 事業の予算編成の事前調整
 - イ 事業執行の連絡調整
 - ウ 青少年問題対策等の現況把握及び実施結果の取りまとめ
- (3) 青少年問題の総合的調査及び啓発、広報に関すること。
- (4) その他、青少年の育成に関すること。

(本部会議)

第3条 本部の会議は、年1回の定例会議（ただし、本部長が特に不要と判断した場合には、開催しないこととする）のほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。

(本部長の専決事項)

第4条 本部の会議において決定を要する事項のうち、軽易なものについては、本部長がこれを専決することができる。

(幹事会議)

第5条 幹事の会議は、本部長が招集し、保健福祉部 こども未来局 こども・青少年政策課長が主宰する。

- 2 幹事の会議は、年1回の定例会議（ただし、本部長が特に不要と判断した場合には、開催しないこととする）のほか、必要に応じて臨時会を開催するものとする。
- 3 幹事の会議において協議する事項は、おおむね次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 本部会議において協議する事項の調整及び検討に関すること。
 - (2) 青少年行政関係事業の推進及び連絡調整に関すること。
 - (3) その他、青少年の育成に関すること。
- 4 幹事は、やむを得ない事由により幹事の会議に出席することができないときは、当該課（室）に所属する職員を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。
- 5 前項の場合において、代理人の選任は、書面により行うものとする。

(会議への出席要請)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、本部又は幹事の会議に構成員以外の協議事項に係る部課長又は関係者等の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 事務局は、本部の事務を処理するため、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 本部及び幹事の会議の運営（会議資料の収集及び作成等）に関すること。
- (2) 青少年行政関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (3) その他、青少年の育成に関すること。

(附則)

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

7 福島県青少年育成県民会議規約

(名称)

第1条 この会議は福島県青少年育成県民会議と称する。

(目的)

第2条 この会議は青少年問題のもつ重要性にかんがみ、広く県民の総意を結集し、明日の福島県をにやう青少年の健全な育成をはかる県民運動を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 この会議は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成を図るための県民運動の推進活動
- (2) 青少年がその誇りと責任についての自覚を高めるための諸活動
- (3) 健全な青少年活動を助長、奨励するための諸活動
- (4) 社会環境の浄化と青少年のための健全な施設の設備活用を推進するための諸活動
- (5) 家庭の健全化を図るための諸活動
- (6) 青少年の非行及び事故防止のための諸活動
- (7) その他この会議の目的を達成するための諸活動

(組織)

第4条 この会議は会議の目的に賛同する関係機関団体、並びに学識経験者等の個人を会議員として組織する。

2 会議員は会長が委嘱する。

(機関)

第5条 この会議に次の機関をおく。

- (1) 会議員総会
- (2) 理事会
(会議員総会)

第6条 会議員総会は、この会議の最高議決機関で毎年1回以上会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画に関すること。
- (2) 決算及び事業報告に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) その他総会が必要と認める事項

(理事会)

第7条 理事会はこの会議の運営に関する業務を行う機関であって必要に応じ会長が招集する。

- 2 理事会は必要やむを得ない場合、会議員総会に代わって、議決することができる。
- 3 前項により議決した事項については、次回の会議員総会に報告しなければならない。
- 4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

(会長専決)

第8条 会長は事業の執行上やむを得ない場合には、事務を専決することができる。

- 2 事務を専決した事項については理事会に報告しなければならない。

(議決)

第9条 会議員総会及び理事会は出席者の過半数の賛同を得て議決する。

(役員)

第10条 この会議に次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長若干名
- (3) 理事若干名
- (4) 監事若干名

(役員の仕事)

第11条 会長はこの会議を代表し、この会議を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。
- 3 理事は理事会を組織し、第7条に定めるところにより、その職務を行う。
- 4 監事は会計及び会務執行状況を監査し、その結果を会議員総会に報告する。

(役員を選任)

第12条 会長は福島県知事をもってあて、副会長、理事及び監事は会長が会議員のなかから指名委嘱する。

(役員の仕事)

第13条 副会長、理事及び監事の仕事は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補充による役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 3 役員はその仕事がいっぱいした後においても後任者が就任するまではその職務を行う。

(事務局)

第14条 この会議の事務を処理するため、主たる事務局を財団法人福島県青少年育成・男女共生推進機構福島県青少年会館内に、従たる事務局を福島県庁内におき、各県地方振興局単位に地方事務局をおくことができる。

- 2 事務局及び地方事務局の組織規程は別に定める。

(会計年度)

第15条 この会議の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第16条 この会議の経費は、県費補助その他をもってあてる。

(補則)

第17条 この規約に定めるもののほか、この会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

(附則)

この規約は昭和41年10月29日から施行する。

この規約は昭和44年5月21日から施行する。

この規約は昭和46年4月30日から施行する。

この規約は昭和50年5月16日から施行する。

この規約は昭和56年9月8日から施行する。

この規約は平成6年4月1日から施行する。

この規約は平成11年4月1日から施行する。

この規約は平成12年4月1日から施行する。

この規約は平成18年5月16日から施行する。

8 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
福島県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満 (結婚している者を除く) ※ただし、第1～2章では、おおむね30歳未満	第14条① この章(第3章)以下において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 18歳未満の者(婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。)をいう。
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満	第2条① この法律において「青少年」とは、18歳に満たない者をいう。 (青少年インターネット環境整備法)
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	青少年 子ども	(規定なし) おおむね18歳以下の者	(同法上は、年齢の範囲について明文規定なし) 第11条① 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。 <中略> (7) 青少年教育に関する団体に対して当該団体が行う次に掲げる活動に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。 イ 青少年のうちおおむね18歳以下の者(以下この号において「子ども」という。)の自然体験活動、社会奉仕体験活動その他の体験活動の振興を図る活動 (参考) [子どもゆめ基金助成金交付要綱] 第2条 助成金の交付の目的は、青少年のうちおおむね18歳以下の者(以下「子ども」という。)の自然体験活動の振興を図る活動等の民間の諸活動を支援し、…。
勤労青少年福祉法	勤労青少年	35歳未満	第6条① 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。 ※同基本方針(第9次/平成23年4月施行)内で「35歳未満」とされている。
少年法	少年	20歳未満	第2条① この法律で「少年」とは、20歳に満たない者をい、…。
子ども・若者ビジョン(内閣府)[H22年7月施行]	子ども・若者	おおむね40歳未満	乳幼児期(義務教育年齢に達するまで)からポスト青年期(※)までの者。 ○乳幼児期からポスト青年期(※)までを広く支援対象にする点を明確にするため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。 ※「ポスト青年期」にある者:おおむね30歳以上40歳未満の者のうち、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者及び円滑な社会生活を営む上で困難を有する者。

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね 18歳以下の者	第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、…。 (読書活動推進法)
児童福祉法	児 童 乳 児 幼 児 少 年	満18歳未満 満1歳未満 満1歳から小学校就学の始期に達するまで 小学校就学の始期から満18歳に達するまで	第4条① この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいい、児童を左のように分ける。 (1) 乳児 満1歳に満たない者 (2) 幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者 (3) 少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
児童虐待の防止等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（…）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう。…）について行う次に掲げる行為をいう。 (児童虐待防止法)
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条① この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。 (児童買春処罰法)
児童手当法	児 童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	第3条① この法律において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するもの又は留学その他の厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しないものをいう。
母子及び寡婦福祉法	児 童	20歳未満	第6条② この法律において「児童」とは、20歳に満たない者をいう。
道路交通法	児 童 幼 児	6歳以上 13歳未満 6歳未満	第14条③ 児童（6歳以上13歳未満の者をいう。以下同じ。）若しくは幼児（6歳未満の者をいう。以下同じ。）を保護する責任のある者は、交通のひんぱんな道路又は踏切若しくはその附近の道路において、児童若しくは幼児に遊戯をさせ、又は自ら若しくはこれに代わる監護者が付き添わないで幼児を歩行させてはならない。
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児 童	18歳未満	第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 児童 18歳に満たない者をいう。 (出会い系サイト規制法)
児童の権利に関する条約	児 童	18歳未満	第1条 この条約の適用上、児童とは、18歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

法令等名称	呼 称	年齢区分	条 文
学校教育法	幼 児	満3歳以上 満6歳になる年度の 末日まで	第26条 幼稚園に入園することができる者は、満3歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
	学齢児童	満7歳になる年度の 初日から 満12歳になる年度の 末日まで	第17条① 保護者は、子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校…に就学させる義務を負う。 …。
	学齢生徒	満13歳になる年度の 初日から 満15歳になる年度の 末日まで	第17条② 保護者は、子が小学校…の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校…に就学させる義務を負う。
労働基準法	児 童 (使用禁止児童)	満15歳になる 年度の末日まで (例外あり)	第56条① 使用者は、児童が満15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまで、これを使用してはならない。 ② 前項の規定にかかわらず、別表第1第1号から第5号までに掲げる事業以外の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満13歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満13歳に満たない児童についても、同様とする。
	年少者	満18歳未満	第57条① 使用者は、満18歳に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。
	未成年者	民法上の未成年者 (20歳未満)	第58条① 親権者又は後見人は、未成年者に代って労働契約を締結してはならない。 第59条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。 親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代って受け取ってはならない。
未成年者喫煙禁止法	未成年者	満20歳未満	第1条 満二十年に至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス
未成年者飲酒禁止法	未成年者	満20歳未満	第1条① 満二十年に至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス
民 法	未成年者	20歳未満	第4条 年齢20歳をもって、成年とする。
	婚姻適齢	男 18歳以上 女 16歳以上	第731条 男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。 ※未成年の子が婚姻をするには、父母の同意を要する。
刑 法	刑事未成年者	14歳未満	第41条 14歳に満たない者の行為は、罰しない。
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満	第18条 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、18歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨(…)を営業所の入り口に表示しなければならない。 (風営法又は風適法)